

高知市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領

1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

高知市が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うもの（予定価格が **200 万円** を超えるもの。）において、原則として建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（１）から（３）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。

- （１）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- （２）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- （３）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

なお、建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者以外の者との一次下請に係る契約については、この措置の対象とはしないが、この通知の趣旨を踏まえ、適正な届出等の要請を行うものとする。

2 具体的手続

（１）一次下請業者の社会保険等加入の確認

契約書第 9 条に定める監督職員（以下「監督職員」という。）は、受注者から提出された下請負人選定・下請施工通知書に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

（２）一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合の対応

ア 監督職員は、下請負人選定・下請施工通知書の確認により、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合、様式 1 により速やかに監督職員が所属する課の長（以下「工事担当課長」という。）から契約課長に対し、契約違反のおそれが発生した旨を報告するものとする。

イ 高知市長は、様式 1 による報告を受けた場合には、受注者に対し、様式 2 により社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入を要請するものとする。

また、受注者は様式 2 により指定された期日までに、社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入が完了した場合、当該事実が確認できる書類を添付し、様式 3 により高知市長に報告するものとする。

ウ 受注者から様式 3 の提出があり、社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入が確認された場合、契約課長は様式 4 により工事担当課長に社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入が完了したことを通知するものとする。

（３）工事完成以降の対応

受注者から様式 3 の提出が、様式 2 により指定された期日までにない場合、契約課は工事が完成した時点をもって、以下の対応を行うものとする。

ア 制裁金の請求

高知市長は、受注者が社会保険等未加入建設業者と締結した最終の請負代金の額を確認し、その 10 分の 1 に相当する額を制裁金として請求する。

イ 指名停止措置

高知市長は、契約書第 7 条の 3 第 1 項違反により、受注者に指名停止措置を行う。

ウ 工事成績評定の減点措置

工事担当課は、工事成績評定において別途対応を定め、減点の措置を行う。

3 施行期日

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は令和元年6月1日から施行し、同日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は令和4年2月1日から施行し、同日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の高知市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領の規定による様式は、この要領による改正後の高知市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領の規定の様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から適用する。

契約課長 様

工事担当課長

一次下請業者の社会保険等未加入について（通知）

このことについて、下記 1 の工事に関し、下請負人選定・下請施工通知書を確認した結果、下記 2 のとおり社会保険等未加入建設業者との下請契約が判明しましたので報告します。

記

1 工事名等

工事名	
契約年月日	年 月 日
受注者名称 (所在地)	
現在の契約額	円

2 該当する一次下請業者

業者名 (所在地)	
現在の下請代金額	円

契第 号
令和 年 月 日

(受注者)

(代表者職氏名)

(高知市長)

一次下請業者の社会保険等未加入に関する対応について（通知）

このことについて、下記 1 の工事に関し下請負人選定・下請施工通知書を確認した結果、下記 2 の者との下請契約については、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に反するおそれがあります。

つきましては、該当する一次下請契約の相手方に対し、社会保険等の適切な加入を要請する等により、下記 3 の期日までに社会保険等未加入の状態を解消するよう措置するとともに、その事実が確認できる資料を添付し、報告してください。

なお、報告期日までに加入に係る報告がない場合、契約書の規定に基づく違約罰（制裁金）の請求及び契約違反による指名停止等の措置を行うこととなりますので、通知します。

記

1 工事名等

工事名	
契約年月日	年 月 日
受注者名称 (所在地)	
現在の契約額	円

2 該当する一次下請業者

業者名 (所在地)	
当該業者との下請代金額	円

3 社会保険等加入等の報告期日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

(高知市長)

(受注者)
(代表者職氏名)

一次下請業者の社会保険等未加入に関する対応について（報告）

令和 年 月 日付け 契第 号により通知のありました，一次下請業者の社会保険等未加入に関する対応につきまして，以下のとおり対応しましたので，関係資料を添付のうえ，報告します。

該当する一次下請業者

業者名 (所在地)	
要領第 1 項に定める届出日	令和 年 月 日

様式 4

令和 年 月 日

工事担当課長 様

契約課長

一次下請業者の社会保険等未加入について（報告）

このことについて、下記の工事において、社会保険未加入建設業者との一次下請契約がありましたが、以下のとおり、社会保険等未加入の状況が解消されましたので報告します。

記

工事名等

工事名	
契約年月日	年 月 日
受注者名称 (所在地)	

社会保険等未加入であった一次下請業者

業者名 (所在地)	
要領第 1 項に定める届出日	年 月 日